

愛南町内の特定子ども・子育て支援施設等

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の確認をしたため、法第58条の11の規定により、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業を次の通り公示します。

特定子ども・子育て支援			確認・取消・辞退年月日		確認の全部又は一部効力停止		子ども・子育て支援施設等の種類	法第7条第10項第5号に掲げる事業	規則第28条の18第3項の充足状況
提供者の名称	施設又は事業所				内容	期間			
	名称	所在地							
愛南町	あいなん幼稚園預かり保育	798-4342 愛南町深浦3番地1	令和元年9月27日	確認	—	—	法第7条10項5 (預かり保育事業)	該当	充足
愛南町	緑保育所一時保育	798-4133 愛南町緑乙1514番地	令和元年9月27日	確認	—	—	法第7条10項6 (一時保育事業)	—	—
医療法人 岡沢クリニック	病児保育室 テレサルーム	798-4110 愛南町御荘平城1976番地	令和元年9月27日	確認	—	—	法第7条10項7 (病児保育事業)	—	—

令和元年9月27日

愛南町長 清水 雅文

子ども・子育て支援法

第五十八条の十一

市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

- 一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。
- 二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認の辞退があったとき。
- 三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第三十条の十一

市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援(次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

第七条10五

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

子ども・子育て支援法施行規則

第五十三条の六

法第五十八条の十一の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称
- 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
- 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日
- 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- 五 子ども・子育て支援施設等の種類
- 六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項を満たしているか否かの別

第二十八条の十八3

令第十五条の六第二項第三号の内閣府令で定める量は、当該教育・保育が提供される一日当たりの時間が八時間(法第七条第十項第五号イ又はロに定める一日当たりの時間を含む。)、かつ、一年当たりの期間が二百日とする。